

平成 28 年 第 12 回

志布志市農業委員会総会会議録

志布志市農業委員会

平成 28 年第 12 回農業委員会総会会議録

召集年月日	平成 28 年 12 月 16 日 (金)					
召集の場所	志布志市松山支所 2 階会議室					
開閉会の日時 及び宣言	開会	平成 28 年 12 月 16 日 午前 9 時 30 分				
	閉会	平成 28 年 12 月 16 日 午前 10 時 45 分				
応(不応)招 委員並びに 欠席委員 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 公 公務欠席	議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
	1	橋口 美一	○	18	道山 幸治	○
	2	上野 紀男	○	19	長岡 耕二	○
	3	中村 正人	○	20	—	—
	4	山下 昭一	○	21	萩迫 修作	○
	5	立山 富士雄	○	22	南 眞太郎	○
	6	隈元 健二	○	23	原田 純一	○
	7	吉松 弘文	○	24	内村 さとみ	○
	8	前迫 重郎	○	25	小園 義行	○
	9	樽野 利秋	○	26	吉野 寅三	○
	10	谷口 泉	○	27	坪山 博志	○
	11	諏訪 光一	○	28	福重 彰史	○
	12	野口 昭浩	○	29	青山 浩二	○
	13	白坂 正治	○			
	14	福岡 裕幸	○			
	15	中之内 瑞穂	○			
	16	西江園 明	○			
	17	大迫 一郎	○			
会議録署名委員	席番 14 番	福岡 裕幸		席番 15 番	中之内 瑞穂	
職務のため出席 した者職氏名	事務局長	福岡		次長兼農地係長	桑迫	
	主幹兼係長	新村		主任主査	永野	
	主任主査	深迫		主任主査	大野	
委員会日程名	別紙のとおり					

<p>会議に付した 事 件</p>	<p>議案第 99 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 100 号 買受適格証明願いの承認について 議案第 101 号 農業振興地域整備計画変更協議に係る意見について 議案第 102 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について 議案第 103 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 議案第 104 号 非農地証明願の承認について 議案第 105 号 非農地証明願に伴う調査委員の指名について 議案第 106 号 農用地利用集積計画決定について 議案第 107 号 農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名に ついて</p>
-----------------------	--

議長	山下	<p>ただいまから、平成 28 年第 12 回志布志市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>議事に入ります前に、先月の第 11 回定例総会の議案第 95 号、番号 27 で審議いただきました、非農地証明願に伴う調査委員の指名について、調査委員として議決いただきました 橋口委員より、調査日直前に出席できない旨の連絡があり、急きょ道山委員へ依頼いたしました。</p> <p>急を要したための、変更となりましたが、ご了承願いたいと思います。</p> <p>それでは、日程第 1、会議録署名委員の指名をいたします。</p> <p>志布志市農業委員会、会議規則第 24 条の規定により、席番 14 番、福岡委員と、席番 15 番、中之内委員を指名いたします。</p> <p>よろしく願います。</p> <p>次に日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。</p> <p>お諮りします。会期は本日 1 日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。よって会期は、本日 1 日限りと決定いたします。</p> <p>次に日程第 3、休会中の報告を行います。</p> <p>最初に、幹旋の経過につきまして、谷口委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	谷口	<p>〇〇さんの土地について 3 ヶ月間あっせん活動を続けましたが、買い手がいないため、打ち切りとさせていただきます。</p>
議長	山下	<p>ただ今、谷口委員から、〇〇さんの土地についてあっせん打ち切りの報告がありましたが、報告どおり、打ち切りとすることに、ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしということですので、打ち切りといたします。</p> <p>次に、福岡委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	福岡	<p>〇〇さんのあっせんの件ですが、まだ買い手が見つからず引き続き活動を続けたいと思います。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。</p> <p>次に、上野委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	上野	<p>〇〇さんの分で田の 5 筆ですが、現在あっせん活動中でございます。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。</p>

次に、私の関係分について、報告いたします。

11月22日、志布志町農業者年金受給者会のグランドゴルフ大会が、志布志運動公園ふれあい広場において開催されました。37人の出席でした。

11月25日、有明町農業者年金受給者会のグランドゴルフ大会が、市民グランドにおいて開催されました。69人の出席でした。

12月8日、野中前会長の叙勲の伝達が、大隅地域振興局で行なわれました。

12月13日、農業者年金合同地区別会議が、鹿屋市で開催され、私と、推進委員、各受給者会会長、事務局職員の合計7人で出席いたしました。

新規加入に向けた、事例発表等があり、参考になりました。

次に、日程第4、議案第99号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

今回は、12件の申請でございます。

まず、5ページ、番号134番を審議いたします。

事務局で説明をお願いいたします。

主任主査 大野

はい議長、それでは議案第99号、農地法第3条の規定による許可申請の番号134番について説明申し上げます。

議案書は、5ページです。

まず、譲渡人は松山町泰野にお住まいの〇〇さん84歳で、譲受人は曾於市大隅町岩川にお住まいの〇〇さん65歳です。

申請地は、記載されておりますとおりでございますが、畑が2筆で6,553平方メートルです。

〇〇さんは認定農業者であるため、本日はお呼びしておりません。

今回の申請地の場所でございますが、松山中学校から西に600m進んだ家畜集合指導センターの側に2筆あります。

〇〇さんの農業経営につきましては、資料3ページののとおりでございますが、農業機械はトラクター7台、ポテカル1台、軽トラック3台、田植え機1台、バインダー1台を所有し、水稻、大根、甘藷を作付けされているとの事であります。

通作距離は15kmで、車で約25分以内との事です。

申請事由は譲渡人につきましては相手方の要望、譲受人につきましては規模拡大でございます。

		<p>以上のように、全部効率利用要件、下限面積、地域調和要件等、農地法第3条第2項各号には該当しないと考えられ許可基準のすべてを満たしていると考えます。また、周囲の状況からも支障はないと思われま</p> <p>以上で、番号134番について説明を終わります。ご審議方よろしくお願</p>
議長	山下	<p>はい、それでは、番号134番を審議いたします。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号135番を審議いたします。</p> <p>限元委員説明をお願いいたします。</p>
委員	限元	<p>会長より依頼のありました、議案第99号、番号135番を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、志布志市松山町尾野見〇〇番地〇大野原自治会ににお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志市松山町尾野見〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所は、大野原集会施設がありますが、そこから東へ200メートル、北へ100メートル行ったところの田です。</p> <p>本人宅からは、約3分のところにあります。</p> <p>〇〇さんは、夫婦で水稻13a、甘藷3haを栽培しており、申請地には甘藷を作付けする予定とのこと</p> <p>また、トラクター2台、甘藷ハーベスター1台、タイヤショベル1台、軽トラ2台を保有しています。現地を見にいきましたら隣接地が〇〇さんの田で、相手方も買っていただきたいと双方の意見が一致しての案件でした。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われま</p> <p>ご審議方よろしくお願</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ござ</p>

会場	委員	いませんか。
議長	山下	(なし)
会場	委員	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
議長	山下	(異議なし)
委員	隈元	異議なしと認めます。 次に、番号 136 番を審議いたします。 同じく、隈元委員説明をお願いいたします。 会長より依頼のありました、議案第 99 号、番号 136 番を報告いたします。 譲渡人は、志布志市松山町尾野見〇〇番地〇大野原自治会にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、同じく大野原自治会で志布志市松山町尾野見〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。 申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所は、大野原自治会内に大野原土地改良区事務所がありますが、そこから西へ 100 メートル行ったところの水田です。 本人宅からは、約 3 分のところにあります。 〇〇さんは、夫婦で水稻 80a、甘藷 1 ha を栽培しており、申請地にも甘藷を作付けする予定とのことでした。 また、トラクター 3 台、甘藷ハーベスター 1 台、田植機 1 台、ダンプ 1 台、軽トラ 1 台を保有しています。 以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。 ご審議方よろしく申し上げます。終わります。
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、6 ページ、番号 137 番を審議いたします。 吉野委員説明をお願いいたします。

委員	吉野	<p>会長より依頼のありました、議案第 99 号、番号 137 番を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、茨城県小見玉市下吉影〇〇番地にお住まいの〇〇さん 83 歳で、譲受人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇上門集落にお住まいの〇〇さん 78 歳です。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりです。上門公民館から平城の方に上がって行く途中で、岩田精米から下りてきた道路がございますが、その十字路を南の方へ 100 メートル行った所に〇〇さん宅がございます。3 箇所ありまして、この土地は家の近くです。果実が植えてありよく管理されておりました。もう一箇所は、中部飼料から 200～300 メートルくらいの所がございます。ここは、きんかん等が植えてあり、きれいに管理されており、あとは収穫するだけになっておりました。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われまます。以上、報告を終わります。</p>
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号 138 番を審議いたします。</p> <p>番号 138 番と、7 ページ、番号 139 番は、関連がございますので、一緒に説明を受けたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>吉松委員の説明をお願いいたします。</p>
委員	吉松	<p>それでは、会長より依頼のありました、議案第 99 号、番号 138 番並びに 139 番を報告いたします。</p> <p>まず 138 番ですが使用貸借でありまして、貸付人は、志布志市松山町尾野見〇〇番地〇中村集落にお住まいの〇〇さん。借受人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇〇〇棟にお住まいの〇〇さんです。貸付人と借受人は祖父と孫の関係になります。</p>

	<p>申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所は、県道 499 号線柿木・志布志線沿いの遠迫商店近くから、市道桜馬場・柳橋線に入り大山建設の近くから北側に入った高台にあります。</p> <p>借受人の〇〇さんは 28 歳、会社員で東山石油店の近くにあるアパートに家族 4 人で居住しており、近い将来農業後継者となるため、休日や有明にある会社からの帰り、松山町尾野見の実家に行き、祖父母、両親と一緒に約 20 頭の畜産経営をしております。申請地は現在、飼料作物のイタリアンライグラスが作付けされており、許可後は飼料作物を中心に栽培することです。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>次に、139 番でございますが、譲渡人は、志布志市志布志町志布志〇〇番地〇大原にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇〇〇棟にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所ですが、先ほどの 138 番の近くにある中村工務店近くから東へ 200 メートルのところにあります。以前、遊休農地になっておりましたが現在はきれいに整地され、飼料作物であるエンバクが作付けされております。取得後は飼料を作付けしたいとのことでございます。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>	
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。まず、番号 138 番を審議いたします。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。
		次に、番号 139 番を審議いたします。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。

会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、番号 140 番を審議いたします。 内村委員説明をお願いいたします。
委員	内村	会長より依頼のありました、議案第 99 号、番号 140 番を報告いたします。 譲渡人は、志布志市志布志町内之倉〇〇番地八野校区にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市志布志町内之倉〇〇番地八野校区にお住まいの〇〇さんです。 申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所は、旧八野小学校を東へ 100 メートルくらい進んだところで、本人宅から車で 5 分くらいのところにあります。 〇〇さんは、妻と 2 人で成果用さつまいもを栽培しており、申請地にもいもが植えられ収穫されていきました。また、軽トラ 1 台、トラック 1 台、トラクター 2 台、掘取機 1 台、つる切機 1 台を保有されています。 以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。 ご審議方よろしくお願ひします。
議長	山下	はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、番号 141 番を審議いたします。 青山委員説明をお願いいたします。
委員	青山	会長より依頼のありました、議案第 99 号、番号 141 番を報告いたします。 譲渡人は、愛知県名古屋市中川区明德町〇丁目〇番地〇〇にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志市有明町伊崎田〇〇番地にお住まいの〇〇さんでございます。 申請地は議案書に記載されているとおりでございます。申請地の場所は、市道吉村押切線沿いの有明中学校を通山方面へ 300 メートル行った右側の

		<p>畑でございます。</p> <p>本人宅からは、車で約 15 分のところがございます。</p> <p>〇〇さんは、認定農業者であり、奥さん、息子さん 3 人で椎茸及び水稻を主に栽培しており、申請地には甘藷を作付けする予定とのことでございます。</p> <p>農機具は、軽トラック 2 台、トラクター 1 台、2 トンユニック車 1 台を保有されています。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、8 ページ、番号 142 番を審議いたします。</p> <p>坪山委員説明をお願いいたします。</p>
委員	坪山	<p>会長より依頼のありました、議案第 99 号、番号 142 番を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、霧島市牧園町万膳〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇〇棟にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所は、吉村から県道志布志福山線に通ずるところを左に左折し、岩川方向に 400 メートル行き、そこから右側の市道山之口川路線にはいり 300 メートル進んだところにあります。</p> <p>本人宅からは、車で約 15 分のところがございます。</p> <p>〇〇さんは、奥さんと 2 人で甘藷を作付けされており、申請地にも甘藷を作付けするとのことでした。</p> <p>農機具は、持っておりませんが、父の防除機 1 台、管理機 2 台、トラクター 1 台、軽トラ 1 台、トラック 2 台等を使用するとのことです。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条</p>

		<p>の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(なし)</p>
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(異議なし)</p>
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号 143 番を審議いたします。</p> <p>番号 143 番は、8 ページから 9 ページに続きます。</p> <p>同じく、坪山委員説明をお願いいたします。</p>
委員	坪山	<p>会長より依頼のありました、議案第 99 号、番号 143 番を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>譲受人は同じく、志布志市有明町野井倉〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。親子関係にあたります。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所ですが土橋自治会内にあります。自宅から南へ、全て 1.5 キロ以内にありました。</p> <p>普通作物、甘藷を作付けする予定とのことでした。</p> <p>農機具は、トラクター 1 台、軽トラ 1 台を保有されております。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方をよろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(なし)</p>
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(異議なし)</p>
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号 144 番を審議いたします。</p> <p>南委員説明をお願いいたします。</p>

委員	南	<p>会長より依頼のありました、議案第 99 号、番号 144 番を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、曾於郡大崎町野方〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇通山校区にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりであります、申請地の場所は、肆部合地区中心部にあります交差点から、蓬原方向へ 100 メートル進んだところでございます。</p> <p>本人宅からは、約 800 メートルのところにあります。</p> <p>〇〇さんは、認定農業者であり、水稻、人参等を主に栽培しております。申請地にも水稻、人参を作付けする予定とのことです。</p> <p>また、株式会社〇〇を経営されておりました必要な機械は全て保有されております。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われまます。また周囲の状況からも支障はないと思われまます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号 145 番を審議いたします。</p>
委員	諏訪	<p>諏訪委員説明をお願いいたします。</p> <p>会長より依頼のありました、番号 145 番を御報告いたします。</p> <p>譲渡人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地にお住まいの〇〇さんでございます。譲受人は、志布志市有明町蓬原〇〇番地〇にお住まいの有限会社〇〇代表取締役 〇〇さんでございます。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所は、〇にあります。</p> <p>本人宅からは、車で約 5 分のところがございます。</p> <p>〇〇さんは、認定農業者であり豚 4,000 等、水稻 30ha、人参と甘藷、ゴ</p>

		<p>ボウを 30ha 栽培されている大農家でございます。</p> <p>申請地にも甘藷を作付けすることのことでした。</p> <p>農機具は、トラクター 8 台、収穫期 2 台、その他多数農機具を保有されておりました。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。終わります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって日程第 4、議案第 99 号、農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案どおり決定をいたしました。</p> <p>次に日程第 5、議案第 100 号、買受適格証明願の承認についてを議題といたします。</p> <p>11 ページ、番号 9 番を審議いたします。</p> <p>調査を依頼された 吉松委員の説明をお願いいたします。</p> <p>議案第 100 号、番号 9 番について報告いたします。</p> <p>申請人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇一丁田集落にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地の所在、地目等はそれぞれ議案書に記載のとおりで、市の公売にかけられるものでございまして、場所は、県道 523 号線志布志・有明線を市役所から宇都鼻に向かいますと、蓬原郵便局手前に櫓木商店、平山バス停があり、これから南へ市道平山・花立線をいろは農園農業用ハウスの間を通り抜け約 700 メートルの所が公売物件の農地になります。</p> <p>本人宅からは、市道一丁田・宇都鼻線を利用しますと、時間にして 15 分程で行け、近隣にも所有地・借地があります。尚、取得後は、水田地帯でもあるので米を作ることのことです。</p> <p>申請人は、認定農業者であり、米、甘藷、露地野菜等を中心にした株式</p>
委員	吉松	

		<p>会社〇〇を経営しており、大型トラクター、大型穀物乾燥機他ほとんどの農機具を取り揃えております。</p> <p>今後も可能な限り規模拡大をしていきたいとの意気込みを感じました。</p> <p>以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため買受適格者であると思われます。ご審議方よろしくお願ひいたします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、買受適格証明書を発行することに、異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第5、議案第100号、買受適格証明願の承認については、買受適格証明書を発行することに決定をいたしました。</p> <p>ここで、お諮りいたします。</p> <p>買い受け適格者が決定され、農地法第3条の許可申請があったときには、会長権限により農地法第3条の許可証を発行することに、ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしということでございますので、そのように取り扱いさせて、いただきます。</p> <p>次に、日程第6、議案第101号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見についてを、議題といたします。</p> <p>13ページ、番号25番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された、白坂委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	白坂	<p>議案第101号、番号25番についてご報告いたします。別紙資料は5頁～8頁になります。</p> <p>調査日は12月6日、調査委員は道山委員、内村委員と私と事務局より2名が同席されました。</p> <p>申請人は、志布志市松山町尾野見〇〇番地の〇〇さんです。</p> <p>立会人は、〇〇さん本人でした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p>

		<p>場所は、松山町尾野見中村集落の福留モータースから南へ 300 メートル行った所の左側になります。</p> <p>除外の目的は農家住宅、倉庫です。周囲の状況は、北側は畑、東側も畑、南側も畑、西側も畑です。昭和 54 年に移住してその後、農業用倉庫を造り現在に至っているということで始末書も添付されております。</p> <p>申請地は 10 ヘクタール以上の広がりがあり、第 1 種農地に該当します。第 1 種農地の転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用を許可できる場合の集落接続の要件を満たしていると思われま</p> <p>す。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、事業計画変更しても問題ないと</p> <p>の意見の一致をみました。ご審議方、よろしく申し上げます。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまで ございました。これにつきまして、なにかご意見ご</p> <p>ざいませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。農用地区域か</p> <p>らの除外を認めることに、ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、 番号 26 番を 審議いたします。</p> <p>現地を調査された、中之内委員の 報告をお願いいたします。</p>
委員	中之内	<p>はい。それでは、議案第 101 号、番号 26 番についてご報告いたします。</p> <p>調査日は 12 月 6 日、調査委員は上野委員、諏訪委員と私と事務局より 2</p> <p>名でございました。</p> <p>申請人は、志布志市有明町伊崎田〇〇番地〇〇の〇〇さんです。</p> <p>立会人もご本人でございました。別紙資料は 9 頁～12 頁となっております。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所ですが、県道 63 号線のセブンイレブン伊崎田店の裏側にございまし</p> <p>て、県道より市役所方向へ約 50 メートルの所の左にございます。</p> <p>変更後の用途は車庫兼倉庫です。</p> <p>周囲の状況は、北側は宅地、東側は畑、南側も畑、西側も畑です。</p> <p>ご本人は、農業用倉庫と考えられていたこと、宅地として納税されてい</p> <p>たということで、農地利用計画変更が遅れたとのことでした。そのため、</p>

		<p>始末書付きとなっております。</p> <p>申請地は 10ha 以上の広がりがあり第 1 種農地に該当します。第 1 種農地の転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用を許可できる場合の集落接続施設の要件を満たしていると思われま</p> <p>す。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農用地区域から除外しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまで ございました。これにつきまして、なにかご意見 ございます</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。農用地区域 からの除外を認めることに、ご異議 ございます</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第 6、議案第 101 号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見については、計画変更を認めるよう、市長に提出することに決定をいたしました。</p> <p>次に、日程第 7、議案第 102 号、農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題といたします。</p> <p>15 ページ、番号 9 番を審議いたします。</p> <p>番号 9 番は、先ほどの、議案第 101 号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見についての、番号 25 番で審議いたしましたところの、4 条申請でございます。</p> <p>これにつきましてなにかご意見 ございます</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りします。転用を認めること にご異議 ござい</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号 10 番を審議いたします。</p> <p>番号 10 番は、先ほどの、議案第 101 号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見についての、番号 26 番で審議いたしましたところの、4 条申請</p>

会場 議長	委員 山下	<p>でございます。</p> <p>これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 山下	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第7、議案第102号、農地法第4条の規定による許可申請については、転用を認めるよう、県知事に進達することに決定いたしました。</p>
委員	道山	<p>次に、日程第8、議案第103号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。</p> <p>最初に、17ページ、番号81番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された道山委員の報告をお願いいたします。</p> <p>議案第103号、番号81番についてご報告いたします。</p> <p>調査日は12月6日、調査委員は白坂委員、内村委員と私、道山、そして事務局から2人出席のもと調査いたしました。</p> <p>譲渡人は、志布志市志布志町志布志〇丁目〇番〇号にお住まいの〇〇さんであります。譲受人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの有限会社 〇〇代表取締役〇〇さんです。立会人は、〇〇さんでした。</p> <p>別紙説明資料は13頁から15頁になります。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、志布志福山線の大町石油の横を南へはいり300メートル直進した右側のところでございます。</p> <p>転用目的は資材置場・車庫・駐車場です。</p> <p>周囲の状況は、北側は公衆道路、東側も公衆道路、南側は畑、西側も畑であります。排水につきましては、水路を利用するとのことでした。</p> <p>申請地の農地区分は10ヘクタール以上の広がりもなく、都市計画用途地域内の区域から概ね500m以内にあるため、第2種農地の市街地近接農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。</p>

議長	山下	ご審議方、よろしくお願ひします。
		はい、ご苦勞さまでございました。これにつきてなにかご意見ございませぬか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませぬか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。
		次に、番号 82 番を審議いたします。
		現地を調査された内村委員の報告をお願ひいたします。
委員	内村	議案第 103 号、番号 82 番について報告いたします。
		調査日は 12 月 6 日、調査委員は白坂委員、道山委員、私内村と事務局から 2 人でした。
		譲渡人は、志布志市有明町伊崎田〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。立会人も、〇〇さんの本人でした。
		別紙説明資料は 16 頁から 18 頁になります。
		申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。
		場所は志布志文化センターの交差点を右折して、約 200 メートル進み左へ 100 メートル進んだところではす。
		転用目的は一般住宅を建設するものではす。
		周囲の状況は、北側は畑、東側は雑種地、南側は宅地、西側は畑ではす。
		排水につきては、南側の排水路へ流すとのことではす。
		申請地は、第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。
		以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。
		ご審議方、よろしくお願ひします。
議長	山下	はい、ご苦勞さまでございました。これにつきてなにかご意見ございませぬか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませぬか。

会場 議長	委員 山下	(異議なし) 異議なしと認めます。 次に、番号 83 番を審議いたします。 現地を調査された白坂委員の報告をお願いいたします。
委員	白坂	議案第 103 号、番号 83 番についてご報告いたします。 調査日は 12 月 6 日、調査委員は道山委員、内村委員と私、事務局から 2 人出席のもと調査いたしました。 譲渡人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん、譲受人は、志布志市志布志町志布志〇丁目〇番〇号にお住まいの株式会社〇〇代表取締役〇〇さんです。立会人は、〇〇さんでした。 別紙説明資料は 19 頁から 21 頁になります。 申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。 場所は志布志の町原弓場ケ尾線のファミリーマート信号を北へ 300 メートル行ったところの左側になります。 転用目的は建売住宅、通路になります。 周囲の状況は、北側は宅地、東側は公衆用道路、南側は水路、西側は畑です。排水につきましては、南側の排水を利用するとのことでした。西側が畑ですので、2.5 メートルあけるよう指導しました。 申請地は 10 ヘクタール以上の広がりもなく、都市計画用途地域内の区域から概ね 500m 以内にあるため、第 2 種農地の市街地近接農地に該当します。 以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。 ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場 議長	委員 山下	(なし) ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。
会場 議長	委員 山下	(異議なし) 異議なしと認めます。 次に、18 ページ、番号 84 番を審議いたします。

<p>委員 道山</p>	<p>現地を調査された道山委員の報告をお願いいたします。</p> <p>それでは、番号 84 番についてご報告いたします。</p> <p>調査日は 12 月 6 日、調査委員は白坂委員、内村委員と私、事務局 2 人で調査いたしました。</p> <p>譲渡人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんでございます。志布志市志布志町志布志〇〇番地〇棟にお住まいの〇〇さんでございます。立会人は〇〇さんでございました。</p> <p>別紙説明資料は 22 頁から 24 頁になります。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は志布志町安楽山宮神社から町原方向へ坂を登りきった一つ目の交差点を右折して、600 メートル直進した道路右側のところです。</p> <p>転用目的は一般住宅です。</p> <p>周囲の状況は、北側は畑、東側は畑、南側は公衆用道路、西側は畑です。排水につきましては、合併浄化槽を設置し、水路がありますので排水の問題はありません。</p> <p>申請地は 10 ヘクタール以上の広がりもなく、土地改良事業もはいつていないため第 2 種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしく申し上げます。</p>
<p>議長 山下</p>	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号 85 番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された白坂委員の報告をお願いいたします。</p>
<p>委員 白坂</p>	<p>議案第 103 号、番号 85 番についてご報告いたします。</p> <p>調査日は 12 月 6 日、調査委員は道山委員、内村委員と私、事務局から 2 人出席のもと調査いたしました。</p>

		<p>譲渡人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地にお住まいの〇〇さん、譲受人は、北海道帯広市大通南〇丁目〇番地にお住まいの〇〇株式会社代表取締役 〇〇さんです。立会人は、〇〇さんでした。</p> <p>別紙説明資料は25頁から27頁に記載してあります。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は志布志町安楽曲瀬の浦島釣具店から松山方面へ700メートル行き、右へ細い道を350メートル行った右側になります。</p> <p>転用目的は太陽光発電施設です。</p> <p>周囲の状況は、北側は山林、東側は畑、南側も畑、西側も畑です。排水は、面積が狭いこともあって自然流下ですが、指導事項として上も下も高土手、農地がありますから、十分考慮し、排水対策をとるよう指導をいたしました。</p> <p>申請地は10ヘクタール以上の広がりもなく、土地改良事業もはいつていないため第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号86番を審議いたします。</p> <p>番号86番は、平成28年9月総会の、議案第76号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見についての、番号19番で審議いたしましたところの、5条申請でございます。</p> <p>これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。

会場 議長	委員 山下	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、19 ページ、番号 87 審を審議いたします。</p> <p>番号 87 番は、平成 28 年 10 月総会の、議案第 84 号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見についての、番号 21 番で審議いたしましたところの、5 条申請でございます。</p> <p>これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場 議長	委員 山下	<p>(なし)</p> <p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 山下	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号 88 番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された上野委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	上野	<p>議案第 103 号、番号 88 番についてご報告いたします。</p> <p>調査日は 12 月 6 日、調査委員は諏訪委員、中之内委員と私、事務局から 2 名でございます。</p> <p>譲渡人は、志布志市有明町原田〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、鹿児島市吉野町〇〇番地〇〇号にお住まいの〇〇さんです。立会人は、父の〇〇さんでした。</p> <p>別紙説明資料は 28 頁から 30 頁になります。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は原田小学校より南西へ 500 メートルのところと、県道 512 号線の東原大崎線の西下自治会の南側にあたる場所です。</p> <p>転用目的は一般住宅です。周囲の状況は、北側は市道、東側は宅地、南側は公衆用道路、西側は公衆用道路です。排水につきましては、市道側溝へ流すとのことでした。</p> <p>申請地は 10 ヘクタール以上の広がりもなく、土地改良事業もはいつていないため第 2 種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしく申し上げます。</p>

議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 よって、日程第8、議案第103号、農地法第5条の規定による許可申請については、転用を認めるよう、県知事に進達することに決定いたしました。
		次に、日程第9、議案第104号、非農地証明願の承認についてを議題といたします。
		まず、21ページ、番号27番を審議いたします。
		現地を調査された、内村委員説明をお願いいたします。
委員	内村	議案第104号、番号27番について報告します。 別紙資料は31ページから33ページです。 調査日は12月6日、調査委員は白坂委員、道山委員と私と、事務局から2人でした。
		申請人は、志布志市志布志町帖〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。立会人は代理人の〇〇さん本人でした。
		申請地の所在、地目等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。
		場所は、先ほどと同じ、志布志文化センター手前の信号より100メートル手前から東へ400メートルぐらい入った所にあります。
		周囲の状況ですが、北側は公衆用道路、東側は畑、南側は畑、西側は原野です。
		申請人は、相続により取得しましたが20年以上放置されており、現在、山林化が激しく農地として復元することは困難と判断しました。
		以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。 ご審議方よろしくお願いいたします。
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。

会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、番号 28 番を審議いたします。 現地を調査された、諏訪委員説明をお願いいたします。
委員	諏訪	はい。議長。それでは、議案第 104 号、番号 28 番について報告いたします。別紙資料は 34 ページから 36 ページに記載されておりますので参考にしてください。 調査日は 12 月 6 日、調査委員は上野委員、中之内委員と私と、事務局から 2 人でした。 申請人は、曾於郡大崎町野方〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。立会人は〇〇さん本人でした。 申請地の所在、地目等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。 場所は、以前、くさたけ産業が砂の採取をしていたところでした。国道 220 号線からおおよそ 500 メートル位海岸の方に行った所になります。 周囲の状況ですが、北側は原野、東側は公衆用道路、南側も公衆用道路、西側も公衆用道路です。 30 数年前に業者が砂を採取した後、手付かずで、田に復元せず今日に至っており、とても農地に復元することは困難な状況でございます。 以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議、よろしくお願いいたします。
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 よって日程第 9、議案第 104 号、非農地証明願の承認については、非農

主任主査 深迫	<p>地と証明することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第 10、議案第 105 号、非農地証明願に伴う調査委員の指名についてを議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p> <p>はい、議長。</p> <p>それでは、議案第105号 非農地証明願に伴う、調査委員の指名について、ご説明申し上げます。議案書は、23ページでございます。</p> <p>非農地証明につきましては、農地法に基づく行政処分ではなく、農業委員会が証明行為として、交付するものです。</p> <p>始めに、番号30の願出人は、志布志市志布志町内之倉〇〇番地〇 〇〇さんです。</p> <p>土地は 志布志町安楽字中原4709番3畑1,986平方メートルでございます。</p> <p>申請地は、県道志布志・福山線を、大迫橋より、伊崎田方向へ200m進んだ所より、北へ50mの所でございます。現在、山林化しております。</p> <p>続いて、番号31の願出人は、鹿児島市 紫原〇丁目〇番〇号 〇〇さんです。</p> <p>土地は 有明町野井倉字上ノ濱8244番 2 田686平方メートルでございます。</p> <p>申請地は、市道飯山・通山1号線を、曾於郡医師会立有明病院より、南へ300m進んだ所より、東へ150m進んだ所でございます。現在、原野化しております。</p> <p>現地調査は、3名で行うこととなっておりますので、番号30を 橋口委員、谷口委員、小園委員、番号31を立山委員、南委員、坪山委員で、ご提案いたします。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議方、よろしく願いいたします。</p>
議長 山下	<p>ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場 委員	<p>(なし)</p>
議長 山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これで決定することにご異議ございませんか。</p>
会場 委員	<p>(異議なし)</p>
議長 山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって日程第 10、議案第 105 号、非農地証明願に伴う調査委員の指名</p>

次長 桑迫

については、原案どおり決定いたしました。

次に、日程第11、議案第106号、農用地利用集積計画決定についてを議題といたします。

最初に、所有権の移転について事務局で説明いたします。

はい議長。

それでは、議案第106号の農用地利用集積計画決定の所有権の移転分について、ご説明いたします。

議案書は、25ページから27ページとなっております。

最初に25ページの総括表についてご説明致します。

公告日は平成28年12月28日で、田が7,264㎡です。所有権を移転する者4人、所有権の移転を受ける者2人で、売買によるものです。

次に、26ページから27ページの所有権移転の計画について、ご説明いたします。番号28の所有権を移転する者は、鹿屋市西原の〇〇さんです。移転を受ける者は、志布志町安楽の〇〇さんで、稲作の規模拡大を図るということです。

設定面積は、2筆で1,952㎡の田で、土地代金は99万円です。移転時期等につきましては、平成29年1月13日を予定しております。

番号29の所有権を移転する者は、有明町野井倉の〇〇さんです。移転を受ける者は、有明町野井倉の〇〇さんで、稲作の規模拡大を図るということです。

設定面積は、1筆で976㎡の田で、土地代金は48万8千円です。移転時期等につきましては、平成29年1月13日を予定しております。

番号30の所有権を移転する者は、有明町野井倉の〇〇さんです。移転を受ける者は、有明町野井倉の〇〇さんで、稲作の規模拡大を図るということです。

設定面積は、1筆で1,354㎡の田で、土地代金は67万7千円です。移転時期等につきましては、平成29年1月13日を予定しております。

番号31の所有権を移転する者は、有明町野井倉の〇〇さんです。移転を受ける者は、有明町野井倉の〇〇さんで、稲作の規模拡大を図るということです。

設定面積は、3筆で2,982㎡の田で、土地代金は149万1千円です。移転時期等につきましては、平成29年1月13日を予定しております。

<p>議長 山下</p>	<p>以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。</p> <p>ただいま説明がございましたが、これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、農用地利用集積計画の、利用権の設定、利用権の転貸について事務局で説明いたします。</p>
<p>主幹兼係長 新村</p>	<p>議案第106号、農用地利用集積計画決定の内、利用権の設定及び利用権の転貸について、ご説明申し上げます。</p> <p>議案書は、28頁から49頁となっております。</p> <p>まずは、議案書28頁の利用権設定の総括表を説明いたします。</p> <p>公告日は平成28年12月28日で、始期は平成29年1月1日となります。</p> <p>設定期間は、1年から15年までで、終期は存続期間によってそれぞれ異なっております。</p> <p>利用権の設定面積は、田が2万6,376㎡、畑が9万1,244㎡、樹園地が9万3,535㎡で、合計しますと21万1,155㎡です。うち更新分は1万3,638㎡となっております。</p> <p>利用権の設定をする者の数が46名で、利用権の設定を受けようとする者の数が19名であります。</p> <p>利用権の設定を受けようとする者が、利用権の設定をする者の数より少ないのは、受け手・貸し手双方による複数の方との契約があるためです。詳細につきましては、29頁～46頁の明細表をご確認ください。</p> <p>次に、利用権の転貸について、議案書47頁の総括表でご説明申し上げます。</p> <p>公告日は平成28年12月28日で、始期が平成29年1月1日です。設定期間は、9年2月から10年です。</p> <p>利用権の設定面積は、畑の2万1,260㎡です。</p> <p>利用権の転貸をする者は公益財団法人志布志市農業公社の1名、利用権の転貸を受けようとする者は5名であります。</p>

<p>議長 山下</p>	<p>詳細につきましては、48頁から49頁の明細表をご確認ください。</p> <p>以上で、議案第106号、農用地利用集積計画決定の内、利用権の設定及び利用権の転貸について説明を終わります。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひいたします。</p> <p>ただいま説明がございましたが、利用権の設定について、これより審議にはいります。</p> <p>最初に 29 ページ、番号 1 番から番号 3 番を審議いたします。</p> <p>番号 1 番から番号 3 番は、隈元委員に 関係がございますので、農業委員会等に関する 法律第 31 条の規定により、隈元委員には、ここで、退席を お願い いたします。</p> <p style="text-align: center;">(隈元委員 退席)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>それでは、29 ページ 番号 1 番から番号 3 番につきまして、なにか ご意見ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p style="text-align: center;">(なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りします。 これを認めることにご異議ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>異議なしと認めます。ここで隈元委員の入室を許可します。</p> <p style="text-align: center;">(隈元委員 入室)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>次に、30 ページ、番号 4 番から、46 ページ、番号 47 番までと、28 ページの総括表を審議いたします。</p> <p>これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p style="text-align: center;">(なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、利用権の転貸につきまして審議いたします。</p> <p>48 ページ、番号 1 番から 49 ページ、番号 5 番までと、47 ページの総括表を審議いたします。</p> <p>これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p style="text-align: center;">(なし)</p>

議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 よって日程第 11、議案第 106 号、農用地利用集積計画決定については、原案どおり決定いたしました。 次に、日程第 12、議案第 107 号、農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名についてを議題といたします。 事務局で説明いたします。
次長	桑迫	はい議長。 それでは、議案第107号の農業経営基盤 強化促進法に基づく あっせん委員の指名について、ご説明いたします。 議案書は51ページとなっています。 番号23番の申出者〇〇さんは、大崎町菱田にお住いの方で、売買の申出でございます。 土地は、有明町野神字中岡3632番 1 の畑 1,837㎡と同じく3632番 5 の畑2,855㎡の 2 筆です。 土地の場所は、曾於街道の曾於地区森林組合前から あおぞら農協西部支所の方向へ400mほど進み、西へ200mほど進んだ右側にあります。 畑は、現在、キャベツが耕作されています。 あっせん委員の指名につきましては、上野委員と樽野委員でご提案いたします。 番号24番の申出者〇〇さんは、有明町野神にお住いの方で、売買の申出でございます。 土地は、有明町山重字吹切10933番 1 の畑 1,829㎡と同じく10938番 1 の畑 3,126㎡の 2 筆です。 土地の場所は、国道269号線の山重郵便局から230mほど鹿屋方向へ進んだところを左折し、50mほど入った左側にあります。 畑は、現在何も耕作されていませんが、耕作できる状態です。 番号25番の申出者〇〇さんは、志布志町帖にお住いの方で、売買の申出でございます。 土地は、志布志町帖字上佐野原11995番 2 で畑 2,371㎡ です。

		<p>土地の場所は、県道3号の日南・志布志線を潤ヶ野方向へ向かってたちな保育園入口前を左に100m進んだところにあります。</p> <p>畑は、現在何も耕作されていませんが、耕作できる状態です。</p> <p>あっせん委員の指名につきましては、長岡委員と小園委員でご提案いたします。</p> <p>番号26番と番号27番は、一緒に説明いたします。</p> <p>申出者〇〇さんと〇〇さんは親子で、有明町野井倉にお住いの方で、売買の申出でございます。</p> <p>土地は、有明町野井倉字田尾下6505番2 田437㎡と同じく6505番1田290㎡です。</p> <p>土地の場所は、県道一丁田・宇都ノ鼻線の宇都ノ鼻へ向かって田尾橋を渡ったところを南の方へ400mほど進み、右へ70mほど入ったところにあります。田は、現在何も耕作されていませんが、耕作できる状態です。</p> <p>あっせん委員の指名につきましては、諏訪委員と南委員でご提案いたします。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議方 よろしく お願いいたします。</p>
議長	山下	<p>ただいま説明がございましたが、これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これで決定することにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第12、議案第107号、農業経営基盤強化促進法に基づく、あっせん委員の指名については、提案のとおり決定いたしました。</p> <p>指名された委員の方々は、よろしくお願いいたします。</p> <p>以上で、全日程を終了いたしました。</p> <p>これで、本日の会議を終了いたします。</p> <p>ご苦労様でした。</p>